

「福祉教育の発展と充実を目指して」

兵庫県立龍野北高等学校

教諭 上田 貴美

1 はじめに

「専門教科に関する教科『福祉』を新たに設ける必要がある。」と示されたのは、平成10年7月23日の理科教育及び産業教育審議会答申においてである。福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材育成を促進するために教科「福祉」が必要であるとされた。

これを受け、平成11年3月29日、高等学校学習指導要領に専門教育に関する教科「福祉」が新設されたのである。

その新設から20年を経て平成30年3月30日、高等学校学習指導要領が告示され、2回目の改訂がされた。高等学校における「福祉」の学びは、実に幅が広い。介護福祉士国家試験の受験が可能で専門的な職業人を養成する学校や介護職員初任者研修を実施し福祉の基礎的学習を行う学校、教養的な学びを通して福祉に興味・関心を持たせ、高等教育機関に進学を目指す学校等があり、それらの学校に応じた学びを網羅するカリキュラム編成が求められている。

2 取組の内容・方法

(1) 新学習指導要領及び解説の作成

今回の学習指導要領の改訂において、教科「福祉」は、第一に、職業人として必要な資質・能力の育成を目指すこと、第二に、社会の中で主体的に活用することができる知識や技術を身につけること、第三に、福祉に関する課題を発見し職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うこと、第四に、職業人として必要な豊かな人間性を育み、より良い社会の構築を目指して自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを改善点としている。

作成にあたって、予測できない変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い、関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための力を育むことを念頭に置き、座学中心から実技や演習を中心とする学びや職業人に求められる倫理観を更に充実させ、地域産業を豊かにするような人材の育成を行うために、何を学ぶべきなのかを模索するところからスタートした。それと同時に、平成29年10月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より示された今後「求められる介護福祉士像」の10項目(図1)に即した介護福祉士を養成する必要があることから、幅広い福祉の学びをどのように学ぶのか、検討チームで幾度も議論を重ねた。



写真1 県福祉部会での研修の様子

(2) 教科「福祉」の教科書検定

福祉科の科目は従前同様9科目で編成されているが、教科書としては「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護過程」「こころとからだの理解」の6科目しかなく、全科目揃っていないのが現状である。また、先にも述べたように専門的な職業人を養成するレベルから国民的教養レベルまでの全ての生徒が使用するものであるため、どこまで内容的に示すべきなのか判断が難しいところである。ただ、これまで直接生徒に指導するうえで、人間の尊厳を重んじることやその人らしさを重視した生活と

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、
本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL(生活の質)の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う
+
「高い倫理性の保持」

図1 求められる介護福祉士像

自立を支援することの重要性と必要性を強く伝え

てきたつもりである。そのため、それらの基本的な福祉の理念を理解し、豊かな福祉観を身に付けて自らの人生を考え進んでいく学びができる教科書でありたいと考えている。2021年、教科書は採択・供給され、2022年より使用が開始される予定である。福祉を初めて学ぶ様々な生徒が福祉を楽しく学び、将来の福祉社会の人材育成につながる教科書ができることを期待している。

(3) 福祉教員の育成

昭和60年、全国に福祉科が初めて設置され、昭和62年に介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる高校福祉科の卒業生が誕生した。その後、平成19年に「社会福祉士及び介護福祉法」の改正があり、従来の34単位(1190時間)では介護福祉士の養成はできなくなってしまった。そして、文部科学省と厚生労働省の示す時間数や教員要件など様々な要件を満たした学校が指定を受け「福祉系高等学校」が新たに誕生した。履修期間3年以上、養成時間52単位(1820時間)が養成条件となった。しかし、その後、平成23年にもさらに改正され、養成条件は、履修期間3年以上、養成時間53単位(1855時間)となり、現在全国で112校の「福祉系高等学校」が指定を受け、介護福祉士養成を行っている。その指定条件の一つに、教員への厳しい要件が示されている。それは、福祉系高等学校の教員として3年以上の経験を有する者であること。介護福祉士又は看護師の資格取得後5年の実務経験を有するものであること。又は実務代替研修を受講した者であること。介護福祉士又は看護師の資格を有する者であって指定の研修を受けた者。又は、資格代替講習を受講した者であること。医療的ケア指導教員には、医療的ケア教員講習会修了者であって医師、保健師、助産師、看護師の資格取得後5年以上の実務経験を有する者であることといった厳しいものがある。他教科の

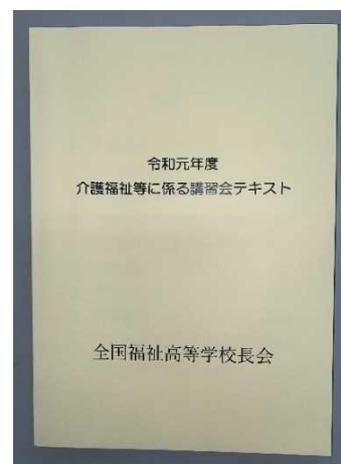


写真2 講習テキスト

ように、教員免許を有するだけでは福祉系高等学校での専門教育ができないのである。令和元年度、福祉系高等学校での指導要件を得るために講習会が数年ぶりに開催された。その講習会に向けて作成したテキスト（写真2）では、約400頁に渡って介護福祉士の養成にかかわる制度や法律、教員に求められる資格や養成9科目について示しており、時代に即した介護福祉士養成のための教育内容となっている。10日間にわたって多くの教員が受講し、教員の質の向上にもつながったと考えている。

一方、4年制大学での「福祉」の教員免許養成は95校（令和元年度）と非常に少なく、年間約200人程度の免許取得者しか誕生していないのが現状である。教員採用においても全国で35名（平成30年度）、本県では2名が採用されているが、全国的に福祉教員の慢性的な人材不足は続いている。今後の福祉教育の充実のために、福祉教員の人材育成は重要な要因の一つであると思われる。

（4）介護福祉士養成課程運営ハンドブックの作成

（3）でも述べたように、平成23年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士を養成するために指導者や施設・設備、実習施設などに渡って様々な要件が示されるとともに、申請や報告といった多くの手続きが求められている。そのため、変更がある度に膨大な資料作成や報告をしており、教員への負担は大きくなっているのが現状である。その一方で、これら多くの要件や運営上の規定など非常に複雑な内容を周知できている人材が乏しい。これは教員の異動や世代交代等に伴い十分に引き継いでいないことなどから人材が育っておらず、全国的に大きな問題となっている。そのため、全国福祉高等学校長会が主導となり、若い先生方をはじめ、多くの高等学校福祉教育に関係する方々に向けた『福祉系高等学校教員ハンドブック2021』を新たに作成した。（写真3）この作成にあたっては、申請や報告等の細かな資料の作成方法やルールについて具体的に説明したり、Q&Aを設けるなどの様々な工夫を加え、初めて関わる教員にもわかりやすいよう作成した。



写真3 ハンドブック

（5）スーパー・プロフェッショナル・ ハイスクール（SPH）事業

『ソリューションフォーカスの視点に立つスーパー・プロフェッショナル・ケアワーカーの育成』を研究開発課題として「福祉」では全国で初めて文部科学省の指定を受け、「利用者本位の介護観」を培いつつ、実践に即した高い介護能力を持ち、自らの仕事に誇りを持った介護福祉士養成の教育方法システムの構築と評価方法の確立に向けた実践的な研究に取り組んだ。主に「生活支援技術」「介護実習」「介護過程」の3科目を連動かつ関連付けた教材開



写真4 学校デイサービス

発や指導書の作成及び指導法の研究。ICTを活用した教材開発や活用方法についての研究。社会福祉施設と連携した人材育成である。「チーム・協働・コミュニケーション」の3つに焦点をあて、生徒の成長につながる様々な科行事を実施し、地域との連携・協力を更に強め深化させたことにより、生徒の自主性・主体性だけでなく傾聴力、コミュニケーション力、思考判断力、課題解決力の向上と利用者との関わりを通して満足感や達成感、社会的有用感を得ることができた。また、介護の質を高める医療的ケアの指導マニュアルの作成を行ったり、幾つかの科目と関連強化を行ったことで学習意欲が飛躍的に向上するとともに、教員間の連携と協力体制の確立につながった。

SPH事業の様々な研究を通して、これまで以上に福祉や介護への強い情熱と高い誇りを有すると同時に、自らの知識・技術・技能に自信を持って地域福祉に貢献できるケアワーカーを育成することができるなど、大きな成果を上げることができた。

3 取組の成果

教科「福祉」がスタートし、各地で幅広い福祉の学びができるようになり、全国で「福祉」を学んだ多くの生徒が誕生し卒業している。特に福祉系高等学校の卒業生たちの進路状況を見ると進学率の78.8%、就職率の88.1%が福祉・医療分野を選択しており、中でも就職者は地元定着率が最も高い。反面、離職率は高卒者全体で4割程度の中、福祉系高校の卒業生は1割に留まっている。この現状からも福祉教育を受けた生徒たちが地域社会で幅広く活躍・貢献できる人材に成長し、地域福祉を支えているといっても過言ではない。我々の日々の教育活動が将来の地域福祉の拡充につながっており、今後も福祉教育の発展と充実に努めていきたい。

4 課題及び今後の取組の方向

最後に、今後の課題と取組として、まずは人材不足の緩和と育成であると考えている。福祉教員の中には、福祉系高等学校卒業生もおり、福祉に強い興味と熱意を持って教育を志した先生方もいる。しかし、相対的に若く経験も浅い傾向にあるため、教育内容や教育実践の好事例や教材活用等の教育実践の検討を行ったり、効果的な教育方法を示すなど学校を越えた教員間の交流やスーパービジョンが必要であると考えている。そして将来、学校と社会が共有し、連携しながら新しい時代に求められる福祉の資質・能力を育み、よりよい福祉教育を通じて、よりよい社会を創るよう励んでいきたい。



写真5 タブレットを活用した授業



写真6 医療的ケアの様子